

## 第2章 震災予防計画

### 序節 減災に向けた大規模地震等減災計画の策定

本県においては、東南海・南海地震や日向灘地震、えびの・小林地震といった地震により、甚大な人的被害、建物被害、土木施設等被害、ライフライン被害等が発生する危険性を有している。

このため、国が策定した地震防災戦略を踏まえ、これらの地震による被害を軽減することを目的とした減災計画を策定し、関係機関、住民等と一体となって効率的かつ効果的な地震防災対策を推進するものとする。

### 第1款 減災計画の概要

減災計画については、別に定める宮崎県減災計画によるものとするが、その概要は次のとおりとする。

#### 第1項 減災目標

地震防災対策特別措置法第1条の2の規定に基づく地震防災対策の実施に関する目標は、平成27年度までに東南海・南海地震、日向灘北部地震、日向灘南部地震及びえびの・小林地震で想定される人的被害（死者数）を半減させることとする。

#### 第2項 目標達成のための取組み

減災目標を達成するために重点的に取り組む主な施策は次のとおりとする。

##### 1 県民防災力の向上

県民の防災意識の啓発、学校における防災教育の推進、自主防災組織の充実、災害時要援護者の支援対策の充実、企業防災の促進

##### 2 住宅・建築物の耐震化、居住空間内の安全確保

木造住宅の耐震化等の促進、公共建築物の耐震化の促進

##### 3 外部空間における安全確保対策の充実

安全・安心な生活環境の確保・充実、土砂災害対策の充実、ライフライン対策の促進

##### 4 津波対策の推進

津波避難意識の向上、津波情報の的確な伝達、津波からの避難体制の充実、津波防護施設の整備・充実

##### 5 被災者の救助・救命対策

DMA T体制の整備、県・市町村・医療機関等間の連絡体制の充実、医療救護活動の向上

##### 6 県、市町村の防災体制の充実

県の災害対応能力の強化、協定締結等による企業、関係団体との連携強化、消防力の充実・強化

## 第1節 地震に強い県土づくり、まちづくり

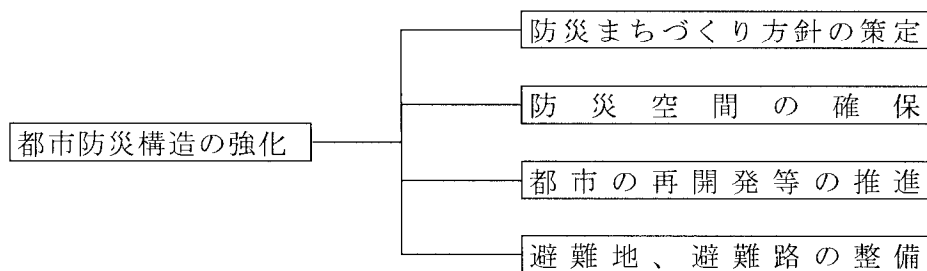
### 第1款 都市防災構造の強化

#### 第1項 基本方針

地震被害想定調査においては、人口の集中した都市部の被害が大きくなっており、地震による被害を最小限にするためには、地震に強い都市づくり、まちづくりを進めることが重要である。

財政的、時間的制約下において地震に強い都市づくり、まちづくりを推進していくためには、都市計画基礎調査等を活用して災害に対する危険度の高い地域を把握し、重点的かつ緊急に整備を要する地域を明確にするとともに、防災まちづくりの基本方針を策定し、この方針に基づき計画的かつ総合的に各種施策を実施していくものとする。

#### 第2項 対策



##### 1 防災まちづくり方針の策定

###### 【県、市町村】

地震に強いまちづくりを計画的に推進するため、以下の点を主な内容とする防災まちづくりの基本方針を策定するものとする。

- (1) 都市の災害危険度を把握し、防災に配慮した土地利用計画
- (2) 災害時の緊急活動を支え、市街地における防災空間を形成する道路や公園等の防災空間の配置計画
- (3) 地域における災害対策活動の拠点となる防災拠点の配置計画
- (4) 木造密集市街地等の防災上危険な市街地の解消を図るための土地地区画整理事業、市街地再開発事業、密集住宅市街地整備促進事業等の計画

上記方針に基づき、道路、公園等の根幹的な公共施設や土地地区画整理事業、市街地再開発事業等の都市計画決定、地区レベルの防災性の強化を図るための地区計画制度、密集住宅市街地整備促進事業の活用、建築物の不燃化等を総合的に推進する。

特に市街化区域内においては、「密集市街地における防災街区の整備に関する法律」に基づき、防災上危険な密集市街地を「防災再開発促進地区」として都市計画へ位置付けて、建築物の不燃化、耐震化の促進を図るとともに、土地地区画整理事業、市街地再開発事業、密集住宅市街地整備促進事業等の各種防災施策と連携し効果的な整備を促進する。

##### 2 防災空間の確保

###### 【県、市町村】

地震に強いまちづくりを進めるために不可欠である防災空間を確保するため、これらを形成する道路、公園、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

###### (1) 緑地保全地域等の指定

都市における災害の防止に必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な形態を有する緑地等については、都市緑地法に基づき緑地保全地域等を指定し、保存に努める。

(2) 延焼遮断空間を形成する公園や道路などの整備の推進

同時多発的な火災に対応する延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、都市公園、防災遮断緑地、河川等の整備や建築物のセットバック、都市の不燃化構造の推進等を図る。

(3) 防災通路や避難路となる道路の整備の推進

災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。

その際、都市の構造、交通及び防災等を総合的に検討し、特にその効果の高い広幅員の道路について緊急性の高いものから整備を促進する。

(4) 防災拠点や避難地となる都市公園、緑地の整備の推進

防災拠点や避難地となる都市公園、緑地等の整備を推進するとともに、防災機能を強化するため災害応急対策施設の整備を推進し、公園の防災機能の一層の充実を図る。

なお、市街地のオープンスペースである都市公園は、防災上果たす役割も大きいことから、県及び市町村は、市町村地域防災計画に位置づけられた行政施設等と一体となって防災拠点となるよう、都市公園を中心に活用を図っていく。具体的には、平常時における防災訓練の場、あるいは防災資機材等の備蓄の場としての活用、さらには、災害時における避難場所や災害応急対策活動の拠点等としての活用を図る。

(5) 消防活動空間確保のための街路整備

基盤未整備な市街地においては火災延焼の可能性が高いだけでなく、消防車両が進入できない道路が多いため消防活動の困難性が特徴としてあげられる。このため、これらの区域の解消に資する道路の計画的な整備を推進する。

3 都市の再開発等の推進

(1) 市街地開発事業

【県、市町村】

市街地の同時多発的な火災への対処等のため、木造密集市街地の延焼拡大等により他に大きな被害を及ぼす危険性の高い地域について、土地区画整理事業、市街地再開発事業、密集住宅市街地整備促進事業等の面的な整備を推進する。

ア 土地区画整理事業の推進(土地区画整理法)

県、市町村は、既成市街地及びその周辺部のスプロール化を防止し、健全な市街地の形成を図るとともに、道路・公園等の生活基盤施設と住宅地を一体的に整備することにより、都市災害の防止を図ることとする。

イ 市街地再開発事業の推進(都市再開発法)

県、市町村は、市街地において建築物及び公共施設等の整備を行い、土地の合理的かつ健全な高度利用と公共空地の確保等都市機能の更新を図ることにより、地震、火災等の災害危険度の低下を図ることとする。

ウ 密集住宅市街地整備促進事業の推進

県、市町村は、防災上、居住環境上の課題を抱える密集住宅市街地の整備を促進するため、老朽木造建築物の共同・協調建替や除却、従前居住者の居住確保、道路、公園等の地区施設の整備等を総合的かつ段階的に推進することにより、地震、火災等の災害の防止を図ることとする。

(2) 河川施設の整備

【九州地方整備局、県】

河川管理者は、避難路、避難地、緊急用河川敷道路並びに防災活動拠点等として利用できる河川整備を進めることとする。

(3) 海岸施設の整備

【県】

海岸管理者は、海岸施設の整備に当たっては、緊急消火用水の供給機能を備え、災害救助活動の拠点ともなるよう整備を行い、地域防災空間の機能をあわせ持つものとする。

(4) 都市公園施設の整備

【県】

都市公園管理者は、都市公園の整備に当たっては、避難地、防災資機材等の備蓄の場等としての機能を備えるとともに、災害対策活動の拠点ともなるよう整備を行い、地域防災空間の機能をあわせ持つものとする。

特に宮崎県総合運動公園は、県内を対象とした広域的な災害対策活動が円滑かつ効率的に行えるよう、物資の備蓄・搬送棟の活動や消防、警察、自衛隊、災害ボランティアの活動及び広域避難場所等として機能するよう整備を推進する。

#### 4 避難地、避難路の整備

##### (1) 避難施設整備計画の作成

###### 【市町村】

市町村は、夜間・昼間の人口の分布及び道路、避難地としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、避難地及び避難路等の整備に関する計画を作成する。

##### (2) 一次避難地の整備

###### 【市町村】

市町村は、延焼火災、崖崩れ、津波及び建物倒壊等から避難者の生命を保護するため、次の設置基準に従って一次避難地の整備を行う。

ア 避難地は、集合した人の安全がある程度確保されるオープンスペースを持った学校、公園、緑地等とする。

イ 避難地は、広域避難地までの中継地点として位置づけ、誘致距離は500m以内、規模は1～2haとする。

###### 【県】

県は、市町村が行う避難地の指定に関する助言及び指導を行う。

##### (3) 広域避難地の整備

###### 【市町村】

密集市街地等をかかえる市町村については、震災時の延焼火災の発生が想定されるため、(2)で指定した避難地に加え、次の設置基準に従って広域避難地の整備を行う。

ア 広域避難地は、周辺市街地大火による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるオープンスペースを有する公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド、公共空地等とする。有効面積は、広域避難地内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として1人当たり2㎡以上を確保することを原則とする。

イ 広域避難地は、想定される避難者に見合った有効面積を有するものとし、概ね10ha以上を標準として配置する。

ウ 広域避難地は、大規模な崖崩れや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。

エ 広域避難地周辺においては、大火輻射熱を考慮し、建築物の耐震不燃化を図る。

オ 地区分けをする際は町丁目単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。また、到達距離は2km以内とする。

###### 【県】

県は、市町村が行う広域避難地の指定に関する助言及び指導を通じ、市町村間で広域避難地を相互利用できるよう調整を図っておく。

##### (4) 避難路の整備

###### 【市町村】

広域避難地を指定した市町村は、市街地の状況に応じ原則として次の基準により避難路を選定し、整備するものとする。

- ・避難路は概ね15m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。

##### (5) 避難路の確保

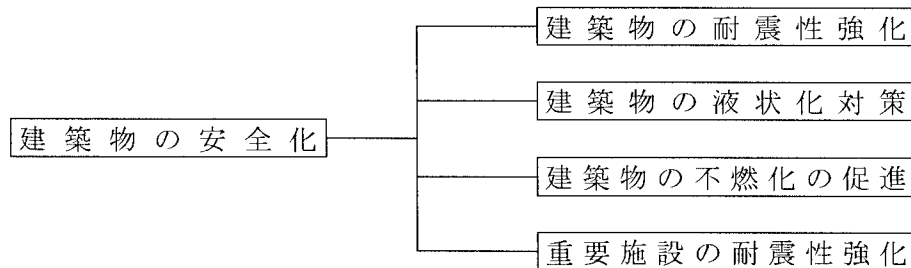
市町村職員、警察官、消防職員その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為を排除し避難路の通行確保に努めるものとする。

## 第2款 建築物の安全化

### 第1項 基本方針

地震被害想定調査においては、都市部を中心にほぼ全県で建築物に被害が生じており、これを軽減するためには、建築物の耐震化・不燃化及び液状化対策を推進していくことが重要である。特に、既存建築物の耐震改修及び応急対策実施上重要な建築物の耐震性の強化を推進していくものとする。

### 第2項 対策



#### 1 建築物の耐震性強化

【県、市町村】

##### (1) 既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進

昭和56年以前に建築された現行の耐震基準を満たさない建築物の耐震性の向上の促進を図るため、市町村をはじめ(財)宮崎県建築住宅センター及び関係団体との連携のもと、次のような取り組みを行うこととする。

###### ア 耐震診断を行う建築技術者の養成

建築物耐震診断を行う建築士を養成する講習会を必要に応じて開催する。

###### イ 広報活動等

建築技術者及び建築物所有者等を対象に、既存建築物の耐震化に関する意識の啓発を目的とした講習会等を開催する。これに併せて、一般県民等の耐震診断等に関する相談窓口を開設するとともに、広報活動を展開する。

###### ウ 所有者等への指導等

特に、定期報告対象建築物の所有者等を対象とし、現行の耐震基準に適合しない建築物について、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修に努めるように指導する。

##### (2) 建築物の落下物対策の推進

###### ア 建築物の落下防止対策

県及び市町村は、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため次の対策を講じる。

(ア) 繁華街等の道路沿いにある3階建以上の建築物を対象に落下物の実態把握に努める。

(イ) 実態調査の結果、落下の恐れのある建築物について、その所有者または管理者に対し修繕を指導する。

(ウ) 建築物の所有者または管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

###### イ ブロック塀の倒壊防止対策

県及び市町村は、地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため、次の施策を推進する。

(ア) 県及び市町村は、県民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し知識の普及を図る。

(イ) 市町村は、通学路及び避難路等におけるブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。

- (ウ) 市町村は、ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣き化等を奨励する。
- (エ) 県及び市町村は、ブロック塀を新設または改修しようとする県民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

## 2 建築物の液状化対策

### 【県、市町村】

地震被害想定調査においては、液状化による建築物の倒壊被害が大きく想定されている。建築物の液状化対策としては、主に液状化現象の発生そのものを阻止するための対策と、液状化現象の発生を前提とした構造的な対策がある。

なお、それぞれの工法の概要は以下のとおりであり、確認申請時に指導していく。

- (1) 液状化現象の発生そのものを防止するための対策(地盤改良工法)  
次款「地盤災害防止対策の推進」第5「液状化対策の推進」に記載
- (2) 液状化現象の発生を前提とした構造的な対策
  - ア 木造建築物
    - ・基礎を一体の鉄筋コンクリート造とする方法
    - ・アンカーボルトの適正施工
    - ・上部構造部分の剛性を持たせる
    - ・荷重偏在となる建築計画を避ける
    - ・屋根等の重量を軽くする
  - イ 鉄筋コンクリート造等建築物
    - ・支持杭基礎工法
    - ・地階を設ける方法
    - ・面的に広がりのある建築計画とする
    - ・地中梁等基礎部分の耐力及び剛性を高める
  - ウ コンクリートブロック塀
    - ・法令等の技術基準を正しく履行する
    - ・基礎を底盤幅の大きい逆T字形の鉄筋コンクリート造りとし、丈を大きく、根入れを深くする

## 3 建築物の不燃化の促進

### 【県、市町村】

#### (1) 防火、準防火地域の指定

県及び市町村は、建築物が密集しているなど火災により多くの被害が生じる恐れのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物または準耐火建築物の建築を促進する。

この防火地域は、集団的地域としての「建築密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」等都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域について指定を進める。また準防火地域は、防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建物が密集し、また用途が混在し火災の危険が予想される地域等について指定を進める。

なお、これら防火地域及び準防火地域の指定に当たっては、県下の該当地域の選定を行ったうえで地元住民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次行うものとする。

#### (2) 屋根不燃化区域の指定

県及び建築主事を置く市は、防火・準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法に基づき屋根を不燃材料で造り又は葺かなければならない区域について、用途地域の見直しと連動して指定を行う。

#### (3) 建築物の防火の推進

県及び建築主事を置く市は、建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき防火の指

導を行うとともに、既存建築物については、特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心に、建築基準法等に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

また、各消防機関は、防火対象物定期点検報告制度等に基づき、各種改善指導を行う。

#### 4 重要施設の耐震性強化

##### (1) 県有施設の耐震性強化

###### 【県】

県は、大規模地震発生時に災害応急対策上重要となる次の建築物について、耐震性を確保するため、数値目標を設定するなどして、計画的に耐震診断調査を行い、必要に応じ耐震補強を行う。また、これらの施設においては庁舎管理者と調整の上、各室管理者において、造り付けの家具や事務機器等の固定を行うよう努めるものとする。

- ① 県庁舎、総合庁舎
- ② 保健所、病院
- ③ 警察関連施設
- ④ 県立学校
- ⑤ 社会福祉施設
- ⑥ その他重要建築物

耐震補強工事に当たっては、官庁施設の総合耐震診断・改修基準等を準用し、建物の機能性、施工性及び経済性等を総合的に検討の上、適切な改修方法により計画的に実施していくこととする。また、これらの施設を新設する際には、官庁施設の総合耐震計画基準等を準用し、耐震性の確保を図るものとする。

また、地震時の停電に備え、蓄電池、無停電電源装置、自家発電設備等の整備、燃料の備蓄に努める。

##### (2) 市町村及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

###### 【市町村、防災上重要な施設の管理者】

市町村及び病院、学校、不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設の管理者は、県が行っている耐震化事業に準じ、数値目標を設定するなどして、耐震診断及び耐震補強工事を計画的に推進する。

##### (3) 不特定多数の者が利用する特定建築物の所有者による施設の耐震化

###### 【県、市町村、防災上重要な施設の管理者】

不特定多数の者が利用する一定の建築物(以下「特定建築物」という。)の所有者は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めるものとする。

県及び市町村は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行うものとする。

#### 5 施設の応急復旧に備えた体制・資機材等の整備

##### 【県、市町村、防災上重要な施設の管理者】

県、市町村、防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うためあらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化するよう努めるものとする。

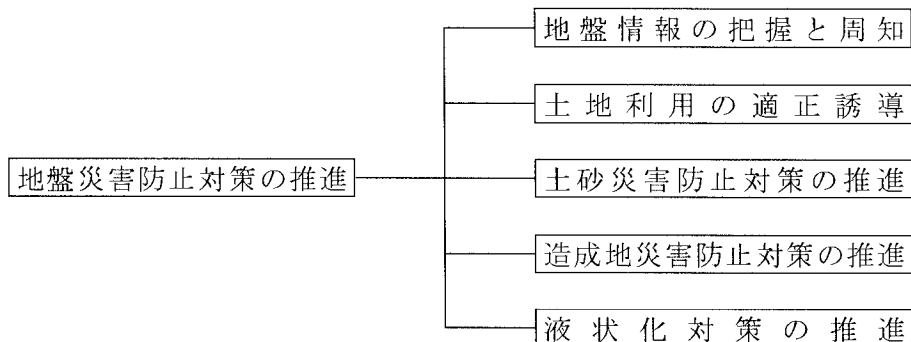
### 第3款 地盤災害防止対策の推進

#### 第1項 基本方針

地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所については、災

害防除のための対策を実施して、住民の生命、財産の保全に努めるものとする。

## 第2項 対策



### 1 地盤情報の把握と周知

【県、市町村】

#### (1) 地盤情報のデータベース化

県内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査から得られる情報を収集し、データベース化することにより、地盤災害の危険度の把握に役立つものとする。

#### (2) 地盤情報の公開

上記により作成したデータベースを広く公開し、公共工事、民間工事における地盤対策工法の必要性の判定などに活用していく。

また、データベースを利用して、地域の災害危険度に関する調査を行い、その結果を防災カルテや防災地図の形で公開していく。

#### (3) 危険箇所の調査・周知

##### ア 危険箇所の調査

県は、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区について、地理的・社会的変化に対応できるように、定期的に危険度を把握するための調査点検を実施する。

##### イ 危険箇所の周知

県は、これらの土砂災害の危険箇所の周知のために、関係市町村に情報の提供を行う。市町村は、これらの土砂災害の危険箇所について市町村地域防災計画に明記するとともに住民への周知に努めるものとする。

### 2 土地利用の適正誘導

【県、市町村】

安全を重視した総合的な土地利用の確保を図る。基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、更に都市計画法、\*土砂災害防止法等の各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

前項で触れた災害危険度の的確な把握、及びこれらの危険箇所等の周知を基に、災害に弱い地区については安全性の確保という観点から災害に配慮した土地利用の誘導規制を行う。

※土砂災害防止法…「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

### 3 土砂災害防止対策の推進

【県、市町村】

#### (1) 土砂災害警戒区域等の指定

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて、土砂災害のおそれのある区域において、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規



立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進するため、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定に向けた調査を実施する。

(2) 警戒避難体制の整備

市町村は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

(3) 防止工事の推進

県は、土砂災害危険箇所について、対策工事を施工するために関係法による指定を行い、各種対策事業を推進する。

- ア 砂防法 ----- 砂防指定地
- イ 地すべり等防止法 ----- 地すべり防止区域
- ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律  
----- 急傾斜地崩壊危険区域

(4) 警戒体制の確立

的確な情報伝達による早期避難が可能となるよう、土砂災害関連情報等を収集提供するシステムの整備を推進し、土砂災害に対する警戒・避難活動を支援する。

(5) 応急対策用資機材の備蓄

県及び市町村は、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の整備に努めるものとする。

(6) 情報交換・連絡体制の確立

県は、地震の発生に備え、関係機関と常に密接な情報交換を行い、相互の連絡系統を確立しておくとともに、建設業協会等民間団体と可能な限り事前協議を行い、情報交換や協力体制について取り決めておくものとする。

4 造成地災害防止対策の推進

【県、市町村】

(1) 災害防止に関する指導、監督

造成地に発生する災害の防止は都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。

(2) 災害防止に関する指導基準

- ア 災害危険度の高い区域  
砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。
- イ 人工崖面の安全措置  
宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。
- ウ 軟弱地盤の改良  
宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。
- エ 液状化対策  
宅地造成をしようとする土地の地盤が液状化する可能性がある場合は、地盤改良等の液状化対策を講ずる。

5 液状化対策の推進

【県、市町村、防災関係機関】

(1) 液状化現象の調査研究

県及び市町村は、大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する成果を踏まえ、当該地域における危険度分布予測をはじめとする調査研究を実施し、その結果を普及していくものとする。

## (2) 地盤改良工法等の普及

液状化対策工法は、大別して地盤改良による工法と構造物で対処する工法がある。県及び市町村は、これらの工法の普及に努めるものとする。

それぞれの工法の概要は以下のとおりである。

### ア 地盤改良工法

- (ア) 粒径にばらつきのある土砂と入れ換える置換工法
- (イ) 振動又は衝撃により、地盤内に砂利杭を形成し地盤を締め固める工法
- (ウ) 押さえ盛土による盛土工法
- (エ) 地盤凝固剤を注入する固化工法
- (オ) 地盤内に砕石杭を形成し、過剰間隙水圧を消散させるグラベルドレーン工法等

### イ 構造物で対処する工法(道路施設、港湾施設、河川施設等)

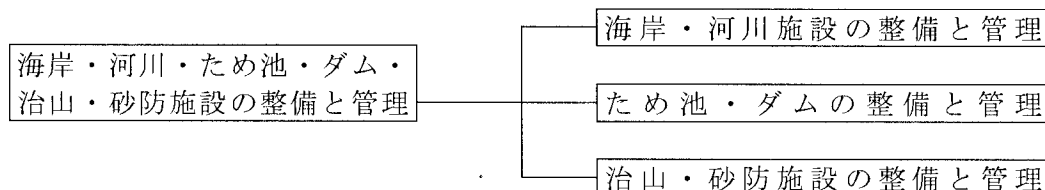
- (ア) 構造物の周囲を矢板等で囲い、内部の拘束圧を高める工法
- (イ) 支持杭や鉄筋コンクリート壁の打ち増しなど既設構造物の耐力を増す工法等

## 第4款 海岸・河川・ため池・ダム・治山 ・砂防施設の整備と管理

### 第1項 基本方針

被害想定調査においては、河川・ため池等施設の破堤による被害が想定されているため、これらの施設の耐震点検及び各種整備を行い、安全の確保に努めるものとする。

### 第2項 対策



#### 1 海岸・河川施設の整備と管理

【県、市町村、九州地方整備局】

##### (1) 海岸保全施設

###### ア 施設点検、耐震性の確保

海岸保全施設の地震に対する安全性を確保するため、点検要領等により計画的に点検を実施し、その結果に基づき設計指針等により緊急性の高い箇所から計画的・重点的な耐震性確保に努める。

###### イ 災害危険箇所の調査、整備

(ア) 地震に起因する堤防の沈下により生じる被害を防止するため、海岸堤防等の耐震性の向上を推進する。

(イ) 災害危険箇所を定期的点検を実施し、危険箇所整備計画を策定するとともに、計画的な整備に努める。

##### (2) 河川施設

###### ア 施設点検、耐震性の強化

国が示す耐震点検要領等に基づき河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努めるとともに内水排除用ポンプ

車等の確保についても検討する。

また、橋梁・排水機場・閘門・水門等の河川構造物についても検討を行い耐震補強に

努める。

イ 排水機場、頭首工等における管理体制整備

災害時に一貫した管理がとれるよう操作マニュアルの作成、関係機関との連絡体制の確立など管理体制の整備、徹底を図る。

ウ 防災体制等の整備

河川、ダム情報等のテレメーターシステムを整備し、地震発生時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制整備を行うとともに、地震発生後に予想される河川区域使用の要請について基本的な対応方針を定めておく。

## 2 ため池・ダムの整備と管理

### (1) ため池

#### 【市町村】

ため池は、施工基準が定められていない明治以前に築設されたものが多いことから、市町村は受益者の協力のもとに、ため池に係る諸元等の詳細情報の整備を行い、地震時に緊急点検を要するため池を決定し、耐震事業化を進める。

#### 【県】

県は、国庫補助制度を最大限に活用し計画的に実施出来るよう支援を行う。

### (2) ダム

#### 【県、市町村、九州電力】

ダムの耐震設計は、河川管理施設等構造令などに準拠しており、また、「ダムの耐震性に関する評価検討委員会」報告においても安全と考えられる。このことから、主要なダムについて地震計を設置し、情報収集の迅速化と正確化を図り、ダム管理のより安全性を期するものとする。

なお、地震発生後のダムの臨時点検及び情報伝達については、「地震後のダム臨時点検要領」に基づいて、迅速かつ的確に実施されるよう徹底を図る。

## 3 治山・砂防施設の整備と管理

### (1) 治山施設

#### 【県、市町村】

#### ア 危険区域の点検調査等

山地災害危険地区において、危険度を把握するために定期的に点検・調査を実施する。

危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、治山施設、地すべり防止施設の整備を治山事業五箇年計画に基づいて計画的に進める。

#### イ 施設の耐震性の確保

一定規模を超える治山施設の新設については、国の設計指針に基づき耐震性の確保を図る。

既存施設については、順次現地調査等を実施し必要に応じ修繕等により強度の向上を図る。

### (2) 砂防施設

#### 【県、市町村】

#### ア 砂防設備の整備

(7) 緊急度の高い溪流から順次計画的な整備に努める。

(4) 砂防指定地内の禁止及び制限行為の監視や砂防設備の点検に努め、必要に応じ補修等を行う。

#### イ 地すべり防止施設の整備

(7) 緊急度の高い危険箇所から順次計画的な整備に努める。

(4) 地すべり防止区域内の禁止及び制限行為の監視や地すべり防止施設の点検に努め、必要に応じ補修等を行う。

#### ウ 急傾斜地崩壊防止施設の整備

(7) 緊急度の高い危険箇所から順次計画的な整備に努める。

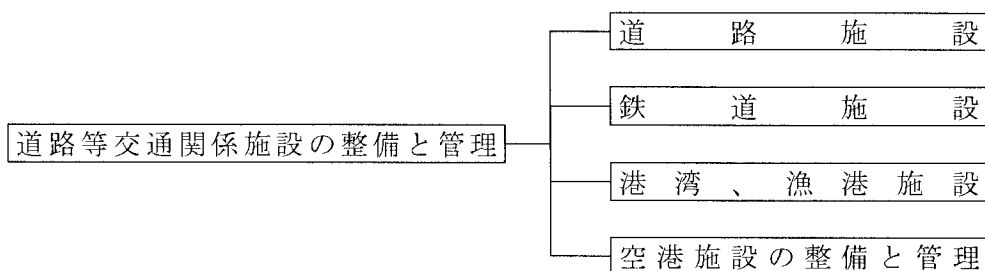
- (イ) 急傾斜地崩壊危険区域内の禁止及び制限行為の監視や急傾斜地崩壊防止施設の点検に努め、必要に応じ補修等を行う。

## 第5款 道路等交通関係施設の整備と管理

### 第1項 基本方針

地震被害想定調査においては、道路・鉄道等の公共施設の被害が想定されている。これらの施設は、県民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。したがって、各施設ごとに耐震性を備えるよう設計指針を考慮し、被害を最小限にとどめるための耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施する必要がある。

### 第2項 対策



#### 1 道路施設

【県、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

##### (1) 道路施設の耐震性の向上

- ア 橋梁等について、落橋防止構造の設置、橋脚補強等を実施する。
- イ 落石や斜面崩壊などの恐れのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。

##### (2) 道路ネットワークの確保

- ア 第1次緊急輸送道路については2車線以上で整備し、円滑な道路交通の確保に努める。また、第2次緊急輸送道路についても、同様の措置を講ずるものとするが、2車線での整備が当面困難な区間については、離合箇所の設置等円滑な交通の確保に努める。
- イ 都市の防災拠点間の連絡道路、あるいは避難路の整備を推進する。
- ウ 都市の防災区画を形成する道路の整備を推進する。
- エ 円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上のため、広幅員の歩道等を整備するとともに電線類の地中化を推進する。

##### (3) 緊急用河川敷道路の整備

災害発生時において、緊急輸送を行うための河川敷道路を整備する。

##### (4) 道路防災拠点施設の整備

災害発生時において、避難地・物資集荷場・情報基地として機能する拠点施設として「道の駅」等の整備を図る。

##### (5) 道路情報提供装置の整備

災害発生時において被害情報の伝達等を行うため、道路情報提供装置の整備を図る。

#### 2 鉄道施設

##### (1) JR九州における鉄道施設

【九州旅客鉄道株式会社(宮崎総合鉄道事業部)】

地震災害に伴う被害が予想される土木構造物(高架橋・橋梁・トンネル・土留・切取盛

土等)及び電気設備(電力設備・信号保安設備等)の定期的な検査を行い、耐震性及び防災強度を把握し、その機能が低下しているものは、変状原因や機能程度を把握し、補修・補強・取替え等必要な措置を行う。

#### ア 県内の鉄道施設の点検・整備拠点及び担当区間

宮崎総合鉄道事業部	南延岡工務センター(保線・電力・信号通信)	日豊本線	市棚～都農
	宮崎工務センター(保線・電力・信号通信)	日豊本線	都農～田野
		日南線	南宮崎～田吉
		宮崎空港線	田吉～宮崎空港
	宮崎工務センター(土木)	日豊本線	市棚～五十市
		日南線	南宮崎～田吉
		宮崎空港線	田吉～宮崎空港
	宮崎工務センター(建築・機械)	日豊本線	市棚～五十市
		日南線	南宮崎～志布志
		宮崎空港線	田吉～宮崎空港
都城工務センター(保線・電力・信号通信)	日豊本線	田野～五十市	
日南鉄道事業部	油津工務センター(保線・土木・信号通信)	日南線	田吉～志布志
霧島高原鉄道事業部	吉松工務センター(保線・土木・信号通信)	吉都線	吉松～都城

#### イ 地震観測施設等の整備

鉄道については、必要に応じ独自の地震計を設置し、震度情報に応じて列車の運転規制をおこない、2次災害防止に努める。

<地震計の設置箇所>

線路名	地震計設置箇所数(位置)
日豊本線	5(南延岡、都農、宮崎、田野、都城)
日南線	2(油津、志布志)
吉都線	2(吉松、小林)

### 3 港湾、漁港施設

【県、宮崎港湾・空港整備事務所】

#### (1) 港湾の耐震化の推進

##### ア 港湾における耐震強化岸壁の整備

港湾の機能が麻痺することを回避し、緊急物資等の輸送基地等としての機能を果たし得るように十分な耐震性を有する岸壁を国の計画と整合を図りながら整備する。

##### (ア) 細島港

県北部における輸送拠点として、耐震強化岸壁を整備している。

##### (イ) 宮崎港

県央部における輸送拠点として、耐震強化岸壁の整備を進める。

##### (ウ) 油津港

県南部における輸送拠点として、耐震強化岸壁を整備する。

#### (2) 漁港の耐震化の推進

川南・北浦・都井漁港において、漁港空間の持つ特性を活かしながら、震災時はもとより市民生活や経済活動の復興にも貢献していくため、緊急物資を受入れる拠点として、また、被災地の復興支援拠点として国の計画と整合を図りながら整備する。

##### ア 漁港における耐震強化岸壁の整備

新たに整備を行う拠点漁港の岸壁において、耐震強化岸壁を整備する。

##### イ 漁港における液状化対策の推進

各漁港とも地質調査をもとに、対策工法の検討を進め、岸壁の裏込材については液状化しにくい材料を使用する等、必要な液状化対策を推進する。

#### 4 空港施設の整備と管理

##### 【大阪航空局宮崎空港事務所】

###### (1) 現況

宮崎空港の空港・航空保安施設は、土木施設、建築施設、管制施設、無線施設、航空灯火、電気施設及び機械施設により構成されている。これらの施設の耐震基準は、施設固有の分野で使用されている基準等に準拠しつつ、空港としての特殊性を考慮して定められている。

なお、事務所庁舎、管制塔、無線施設及び電源施設の局舎は、新しい耐震設計基準による建築基準法及び官庁施設の総合耐震設計基準に基づき設計・建築されている。

###### (2) 安全確保対策

空港・航空保安施設の安全対策について、次の措置を講じており、今後の保全に努める。

ア 商用電源の停電に備えて、非常用発電装置（発動発電機2基）を設置している。

イ 管制用対空通信施設については、非常用発電装置の停止に備えて、無停電（バッテリー）装置を整備しており、さらに管制塔には緊急用対空通信装置（充電式）を設置している。

ウ 電話の不通に備えて、NTT災害応急復旧用無線電話及び県防災無線電話が設置されている。

##### 【宮崎港湾・空港整備事務所】

##### 宮崎空港（大阪航空局宮崎空港事務所が整備する施設を除く。）の耐震化の推進

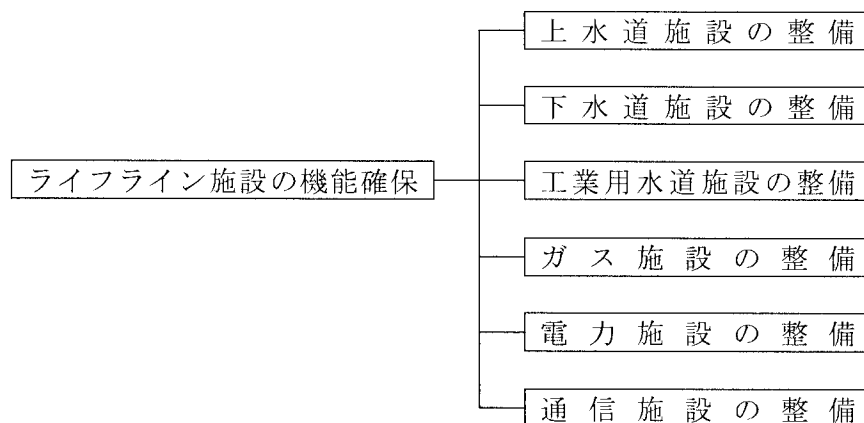
空港の機能が麻痺することを回避し、被災者の救出や緊急物資等の輸送基地等としての機能を果たし得るように、土木構造物（滑走路、誘導路、エプロン）が十分な耐震性を有するよう整備する。

### 第6款 ライフライン施設の機能確保

#### 第1項 基本方針

地震被害想定調査においては、電力、電話、ガス、上下水道等のライフライン施設にかなりの被害が想定されている。これらの施設は、日常生活に必要不可欠なものであり、その復旧に長期間を要することは、震災後の応急対策活動や県民生活に大きな影響を与えることとなる。このため、各施設ごとに耐震性の確保や資機材の配備等の対策を実施していくことが必要である。特に3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。

#### 第2項 対策



第2編 震災対策編

第2章 震災予防計画

第1節 地震に強い県土づくり、まちづくり

## 1 上水道施設の整備

### 【水道事業者】

水道事業者は、応急給水体制や応急復旧体制等の整備を図り、災害時には飲料水及び生活用水等を確保するために関係機関と連携し、積極的に対応するものとする。